

# 馬路村産材利用推進方針

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、県が定めた都道府県方針に則して、馬路村産材の利用推進に必要な事項を定めるものである。

## 第1 建築物における木材の利用の促進のための基本的事項

### 1 木材の利用の促進の意義

本村は、森林面積が村土の約96%を占め、天然魚梁瀬スギに代表される森林からの恵みによって栄えてきた歴史を持つ。

森林は、水源の涵養等、多面的な機能の発揮を通じて、村民の生活及び経済の安定に重要な役割を担っていることから、持続的に機能が発揮されることが重要である。

しかしながら、人工林資源が成熟し、その多くが主伐期を迎えつつある一方、木材価格の低迷等の要因から、林業生産活動は停滞し、森林の持つ多面的な機能の低下が懸念されている。

このような現状の中で、馬路村産材（村内で生産された材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の活性化を通じた森林の適正な整備につながり、村民の生活環境及び地域経済の活性化に貢献するものである。

### 2 建築物における木材の利用の促進の効果

公共建築物や公共土木工事は、広く村民の利用に供されるものであることから、村民に対して、木との触れ合いや木の良さを改めて実感する機会を提供することができる。これにより、木材の利用の意義について村民の理解を深めることができる。

また、村が率先して公共建築物や公共土木工事において木材を利用することにより、一般建築物等への村産材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

## 第2 建築物等における木材の利用促進のための施策並びに公共建築物及び公共土木工事における木材の利用の目標

### 1 公共建築物及び公共土木工事への積極的な木材利用の推進

- (1) 村有施設は原則木造とする。
- (2) 村有施設の内外装や設備・備品類は木質化を積極的に推進する。
- (3) 担当課においては、関係する公益団体等に対しても村産材を活用した施設の木造・木質化、備品・調度品類等の木質化を要請するものとする。
- (4) 村が発注する建築及び土木工事においては、木材利用工法の積極的な採択に

努める。

- (5) 村が発注する土木工事のうち木製型枠の使用が適当と認められる工事においては、特記仕様書に木製型枠を使用することを明示する。また、看板・バリケード等工事関係資材においても積極的な木製品の使用を推奨する。
- (6) 担当課においては、県が発注する公共工事への木材利用の状況等も把握し、これを参考としながら未利用な分野への積極的な使用を開発・促進する。
- (7) 上記にあたっては、村産材を優先して使用する。

### 第3 建築物等の整備に要する木材の供給に関する基本的事項

#### 1 木材供給体制の整備

村は、村産材の利用推進にあわせて供給体制の整備も必要不可欠な要素であることから、つぎのとおり、これを推進します。

- (1) 需要者サイドに立った素材の生産と体制の整備に関すること。
- (2) 良質でニーズに沿った木産材を安定的に供給できる体制作りに関すること。
- (3) 上記(1)(2)の取組により「森を育てる」・「森を集める」・「森を加工する」・「森を販売する」という村独自の林業トータルシステムとして『森のまると循環術』の充実に関すること。

### 第4 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

#### 1 木材利用の促進のための体制の整備

- (1) 村は、各課において村産材利用推進に向け努力を行い、全庁的なフォローアップにより村産材の利用の促進を図るものとする。
- (2) 村各課は、村内の公益団体等に対して、村産材を活用した施設の木造・木質化や備品類等の木質化、ボイラー等への木質バイオマスの利用及び土木工事での村産材の積極的な活用を要請するものとする。

#### 2 事業者の取り組みへの支援

村は、建築主である事業者による村産材の利用を促進するため、建築物木材利用促進協定の活用を図るとともに、同協定に基づく支援を行うよう努めるものとする。

#### 附則

この方針は、平成20年4月1日から運用する。

この方針は、平成24年3月16日に改正し、運用する。

この方針は、令和4年4月27日に改正し、運用する。